

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 1 月から 60 年 1 月まで
② 昭和 62 年 4 月から同年 9 月まで
③ 昭和 63 年 4 月から同年 6 月まで
④ 平成元年 2 月から同年 9 月まで

私は、失業中の時に国民年金保険料を納めることができなかったが、結婚後の平成元年 11 月か 12 月に、結婚前の未納期間の国民年金保険料を納付した。

また、申請免除期間に係る国民年金保険料については、平成 8 年ごろ納付するよう催促が来たので、申請免除期間の国民年金保険料を追納するなど、未納期間がないように納付してきた。申立期間の保険料が納付となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「失業中の時は国民年金保険料を納めることができなかったが、結婚した後の平成元年 11 月か 12 月に、当時所持していた自動車を売却して得た約 30 万円を原資として、国民年金保険料やその他の税金をすべて納付した。」旨を主張しているところ、申立期間③については 3 か月と短期間である上、申立人が国民年金保険料を納付したと主張する平成元年 11 月時点では過年度納付が可能であることから、当該期間の国民年金保険料について納付した可能性も否定できない。

一方、申立期間①及び②については、申立人は国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧であるとともに、申立人は、当該期間に係る国民年金保険料の納付及び申請免除手続についても記憶がないとしており、申立人が当該期間の保険

料を納付したとする平成元年11月時点では、当該期間はすでに時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号の前後の被保険者記録から、昭和62年10月ごろに払い出されたことが推認できるところ、当該手帳記号番号以外に申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間④については、オンライン記録によると国民年金の未加入期間であることが確認できる上、申立人は、厚生年金から国民年金への切替手続及び保険料の納付額についての記憶が曖昧であるなど、納付状況等が不明である。

加えて、申立人が、申立期間①、②及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 674

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月
② 平成12年8月
③ 平成13年6月

私は、市役所で、結婚や夫の転職に伴う諸手続とともに、国民年金の変更手続を行った。申立期間①は納付書で金融機関に納付し、申立期間②及び③は国民年金保険料が未納との指摘を受け、夫の国民年金保険料とともに納付した記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は1か月と短期間であるとともに、申立人は国民年金の切替手続や保険料の納付状況について、「結婚を機に国民年金の切替手続を行い、市から送られてきた1か月分の納付書を金融機関に持参して納付した。」と具体的に主張している上、納付したとする保険料額も当時の保険料額とほぼ合致していることから判断すると、申立期間①の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間②及び③についても、1か月の短期間であるものの、「申立期間②及び③については、私と私の夫の夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付したはずである。」と主張しているところ、オンライン記録によると、当該期間は申立人夫婦ともに未納となっていることが確認できる上、申立人の当該期間の国民年金保険料納付に係る記憶は曖昧であるため、納付状況等が不明である。

また、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料を納付したこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 675

第1 委員会の結論

申立人の平成12年8月及び13年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年8月
② 平成13年6月

私は、最初の転職後しばらくして、申立期間①が国民年金の未納期間である旨の指摘を受け、国民年金保険料を納付した。申立期間②は国民年金への切替手続きをし、国民年金保険料を納付した。国民年金の加入に係る手続き及び保険料の納付は妻が行った記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、A社に勤務していた時に、自宅に来た社会保険事務所(当時)の職員から申立期間①に係る国民年金保険料の未納の指摘を受けた旨を主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間①は同事業所を退職した後の平成13年7月23日に国民年金の強制加入被保険者期間として追加処理されていることが確認できることから、上記事業所に勤務していた時点では、申立期間①は国民年金の未加入期間であったものと考えられ、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立期間①及び②については、平成14年6月に当該期間に係る過年度納付書が発行されたことが確認できるものの、オンライン記録によると、当該期間は申立人夫婦ともに未納となっていることが確認できる上、当該期間に係る申立人夫婦の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、保険料納付についての記憶が曖昧であるなど、納付状況等が不明である。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 676

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から9年3月まで

私が20歳のころ、A市役所から国民年金の加入案内が届いたので、国民年金に加入するため、父親の車で市役所へ行った。申立期間当時、私はB予備校C校に在籍しており、市役所の担当者から、学生は国民年金に強制加入になったが、国民年金保険料の免除制度がある旨の説明を受けたので、学生に係る保険料免除の申請を行った。申立期間が免除期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時B予備校C校に在籍していたため、20歳到達時に学生に係る国民年金保険料の免除申請を行ったと主張しているところ、D県によると、「B予備校C校が、学校教育法第82条第2項に規定する専修学校に認可されたのは平成6年3月31日である。」と回答していることから、平成6年3月31日以前に同校に在籍していた者については、学生に係る保険料免除基準の対象者となり得なかったものと考えられる。

また、学生に係る保険料免除申請書が受理された場合には、その後、申立人に社会保険事務所(当時)から免除申請の承認または却下の通知書が送付されることとされているが、申立人は通知書を受け取った記憶は無いと供述していることから判断すると、申立期間当時、A市では、B予備校C校が上記規定の専修学校に該当しないことを理由として学生に係る保険料免除申請書を受理しなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の免除申請の承認を受けようとする場合は、免除申請書を毎年提出する必要があるが、申立人は、一度しか免除申請手続を行っていないと供述している上、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたこと

を示す関連資料は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 677 (事案 538 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から 62 年 2 月まで

私は 20 歳になった時に、町から自動的に国民年金に加入させられた。申立期間の国民年金保険料は地区の納税組合で納付しており、母親が毎月、国民年金の納付書と保険料を税金袋に入れて区長宅に持参していた。

今回、昭和 62 年度の「町税等納付袋」を提出するので、申立期間を納付として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 3 月ころに払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人は、「20 歳になった時に町から自動的に国民年金に加入させられた。」と主張しているところ、A 町(現在は、B 市)は、「20 歳到達時に国民年金の加入勧奨はしていたが、加入手続は本人の申出による。」と回答しているほか、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 6 月 5 日付けで当該期間について年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「昭和 56 年度納税表彰資料によると、私が居住していた地区の納税組合は、税金関係を完納しているので、申立期間の国民年金保険料についても未納期間は無い。また、昭和 62 年度の町税等納付袋が見つかったので提出する。」と新たに主張している。

しかしながら、申立人が提出した「昭和 56 年度納税表彰資料」には、「町民税」、「固定資産税」及び「国民健康保険税」の納税状況を示す欄が設けられて

おり、申立人が居住する地区は上記税金をそれぞれ完納していることが確認できるものの、同納税表彰資料には「国民年金保険料」欄は設けられておらず、当該資料をもって同地区の国民年金保険料の納付状況を判断することはできない。

また、昭和 62 年度の「町税等納付袋」に記載されている国民年金保険料額は、申立人の家族（申立人の両親、申立人及び申立人の妻の 4 人）の昭和 62 年度のオンライン納付記録と合致していることが確認できるところ、当該資料をもって、申立人の申立期間である昭和 56 年 3 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料が納付されていたことを推認することまではできない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 678

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から6年3月まで

私は、平成8年にA市に帰郷した際、実家に国民年金の未納保険料の納付書が送られてきたので、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料は未納である旨の通知がなかったため、納付しているはずである。また、単身の時に過去の保険料を納付した実績があるので、申立期間の保険料も納付しているかもしれない。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成8年3月にA市に帰郷した後、実家に送られてきた国民年金保険料の未納期間に係る納付書については、その都度きちんと納付した。」旨を主張しているところ、平成8年3月時点では、申立期間の大部分はすでに時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号の前後の被保険者記録から、平成6年4月ごろに払い出されていることが推認できるところ、申立人から国民年金加入当初に、過去にさかのぼって国民年金保険料を納付したとの具体的な供述が得られない上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は平成6年2月及び同年3月に係る「国民年金保険料の納付書・領収証書」を所持しており、これは申立人がA市へ転居した8年3月時点で、申立期間のうち過年度納付可能な期間について社会保険事務所（当時）から発行された納付書であることが推認できるが、当該資料の「領収日付印」欄には金融機関等の領収印が確認できないなど、申立期間の国民年金保険料が納付されていることをうかがわせる周辺事情も見

当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。